

# 相馬市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
平成28年度	人 35,810	千円 29,728,585	千円 376,758	千円 2,422,436	% 8.1	% 8.1

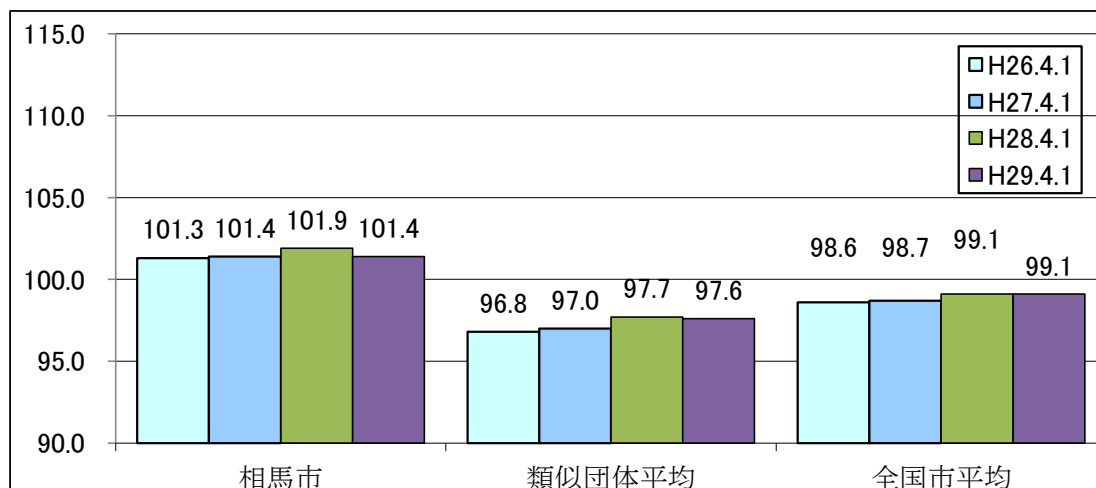
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成28年度	人 275	千円 1,022,216	千円 211,836	千円 433,009	千円 1,667,061	千円 6,062	千円 5,774

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、普通会計における平成27年4月1日現在の人数である。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成29年のラスパイレス指数は平成30年3月頃に公表予定です。

### (4) 給与改定の状況

※相馬市には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。  
月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っています。

### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[ 実施 ・ 未実施 ]

②地域手当の見直し

※相馬市では、地域手当の支給(制度)はありません。

③その他見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

- 1 相馬市では、平成16年度から平成21年度まで、相馬市独自に職員給与を減額し支給していました。  
 ○給料表1、2級＝給料月額2%、3、4級＝給料月額3%、5～7級＝給料月額5%（平成18年3月31日以前は別率）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
相馬市	40.3 歳	316,100 円	381,252 円	341,662 円
福島県	42.7 歳	330,000 円	412,596 円	—
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,984 円
類似団体	42.4 歳	316,753 円	366,514 円	340,895 円

※平均給与月額(国比較ベース)とは、国家公務員と同じベース(給料に扶養手当・住居手当・管理職手当を加算)で再計算したものを。

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
相馬市	49.3 歳	334,300 円	351,413 円	342,870 円	—	—	—	—
うち清掃職員	54.8 歳	343,500 円	369,900 円	356,500 円	廃棄物処理業従業員	45.7 歳	293,000 円	1.26
うち自動車運転手	46.7 歳	341,100 円	422,700 円	364,600 円	自家用乗用自動車運転手	63.3 歳	179,500 円	2.35
うち用務員	51.2 歳	336,900 円	348,363 円	344,600 円	用務員	55.1 歳	207,300 円	1.68
うち学校給食員	48.0 歳	331,400 円	342,761 円	338,228 円	調理士	46.6 歳	236,000 円	1.45
福島県	55.2 歳	343,900 円	383,401 円	—	—	—	—	—
国	50.6 歳	286,833 円	—	328,360 円	—	—	—	—
類似団体	50.7 歳	306,316 円	328,137 円	318,630 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
相馬市	—	—	—
うち清掃職員	6,015,900 円	4,023,000 円	1.50
うち自動車運転手	6,681,000 円	2,366,900 円	2.82
うち用務員	5,719,056 円	2,818,600 円	2.03
うち学校給食員	5,584,532 円	3,087,600 円	1.81

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25～27年度の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
相馬市	53.3 歳	373,100 円	403,467 円
福島県 (小中学校(幼稚園))	47.8 歳	404,000 円	445,822 円
類似団体 (小中学校(幼稚園))	38.3 歳	280,045 円	306,000 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分		相馬市	県	国
一般行政職	大学卒	182,400円	189,100円	178,200円
	高校卒	149,400円	153,900円	146,100円
技能労務職	高校卒	155,800円	152,100円	—
	中学卒	134,000円	143,600円	—
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	162,400円	211,100円	—
	短大卒	156,600円	164,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成29年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	287,500円	336,800円	369,300円	382,800円
	高校卒	—	—	349,900円	363,800円
技能労務職	高校卒	—	—	312,400円	332,600円
	中学卒	—	—	—	342,100円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	353,500円

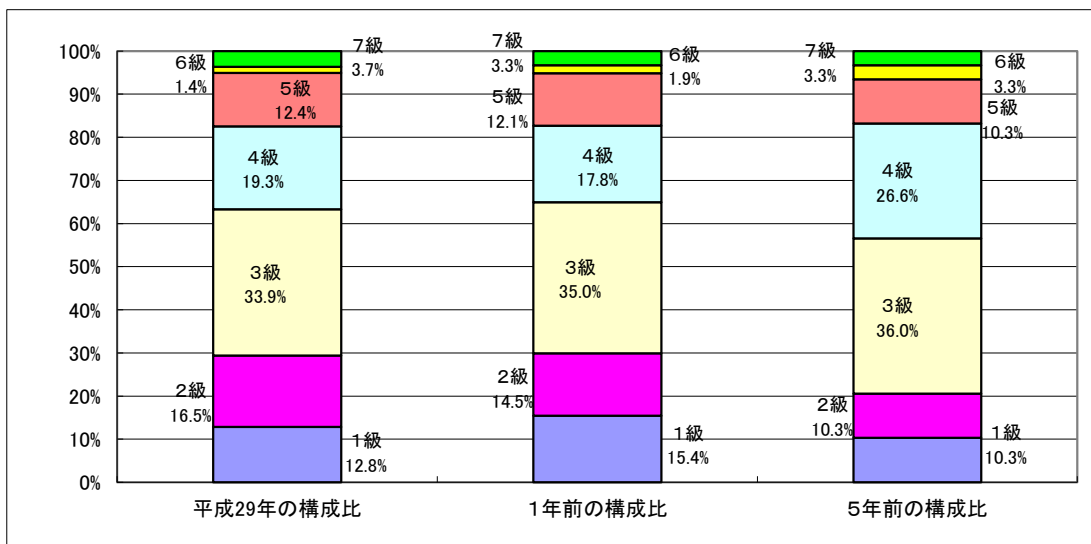
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師	28人	12.8%	144,800円	253,000円
2級	主査	36人	16.5%	196,500円	311,100円
3級	係長・主査	74人	33.9%	233,200円	358,200円
4級	主幹・課長補佐・主任主査	42人	19.3%	267,000円	399,900円
5級	課長・室長・所長	27人	12.4%	294,200円	416,400円
6級	部長・参事	3人	1.4%	325,800円	424,100円
7級	部長・局長	8人	3.7%	371,300円	455,900円

(注)1 相馬市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	相馬市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

相馬市	福島県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,460 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,734 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成29年度中における運用	相馬市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

相馬市			国								
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年						
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.455 月分	25.55625 月分						
勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分	勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分						
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分						
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分						
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)								
(退職時特別昇給 無)											
1人当たり平均支給額											
<table border="1"> <tr> <td>自己都合</td> <td>12,810 千円</td> </tr> <tr> <td>勲奨退職</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>定年退職等</td> <td>21,807 千円</td> </tr> </table>			自己都合	12,810 千円	勲奨退職	0 千円	定年退職等	21,807 千円			
自己都合	12,810 千円										
勲奨退職	0 千円										
定年退職等	21,807 千円										

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成29年4月1日）

※相馬市では、地域手当の支給（制度）はありません。

(4) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)	335 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	2,767 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	3.4 %
手当の種類(手当数)	6 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務職員の手当	右記業務に従事した職員	市税及び税外収入金の徴収、外勤事務に従事した職員	68 千円	日額500円
清掃業務員の手当	右記業務に従事した職員	清掃作業にもつばら従事する職員	119 千円	日額250円
社会福祉課職員の手当	右記業務に従事した職員	福祉事務所に勤務し、現業を行う職員又は指導監督を行う職員	148 千円	月額4,100円
児童指導員・保育士の手当	右記業務に従事した職員	児童養護施設に勤務する職員で、児童の指導及び保育に従事する職員	0 千円	月額3,300円
防疫作業員の手当	右記業務に従事した職員	伝染病・防疫作業に従事した職員	0 円	日額250円
行旅死病人・変死人収容作業の手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人・変死人の収容作業に従事したとき	0 千円	1件当たり3,300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	113,522 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	384 千円
支給実績(27年度決算)	116,421 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	389 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度実績)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度実績)
扶養手当	①配偶者 10,000円 ②配偶者以外の扶養親族 8,000円 ③配偶者のない職員の扶養親族 6,500円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同		32,630 千円	247,200 円
住居手当	①月額20,500円以下の場合 家賃-9,500円 ②月額20,500円を超える場合 (家賃-20,500円)÷2+11,000円 (27,000円限度)	異	【国の制度】 ①家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円)÷2+11,000円 ③家賃55,000円以上 27,000円	17,647 千円	309,600 円
通勤手当	①交通機関利用 月額 63,000円まで全額支給 ②自動車等利用 2km~80km 2,200円~43,400円	異	自動車等使用者における距離区分、支給額ともに福島県に準拠している。	11,280 千円	60,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づき、給料月額について適正な特別調整額を支給。 (給料の特別調整額を受ける職員には、超過勤務手当は支給されない) ①本庁の部長 66,000円 ②本庁の参事 50,000円 ③本庁の課長 47,000円 ④本庁の主幹 38,000円	異	国では、官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている。	27,000 千円	600,000 円
宿日直手当	一般の宿日直 5,100円	異	一般職員の手当額 5,300円	612 千円	61,200 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要等により週休日または休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合や平日の深夜に勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給区分に応じて定める額) 週休日等の勤務については4,000円~8,000円(6時間を超える勤務は5割増) 平日深夜については、2,000円~4,000円	異	俸給の特別調整額の区分等に応じ、週休日等の勤務については18,000円~6,000円(6時間を超える勤務は5割増)、平日深夜については6,000円~3,000円	310 千円	11,923 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	738,750(985,000) 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長		1,010,000 円 / 460,000 円	
報酬	議長	445,000 円	500,000 円 / 304,000 円	
	副議長	395,000 円	450,000 円 / 264,000 円	
	議員	375,000 円	420,000 円 / 249,000 円	
期末手当	市長	(28年度支給割合)		
	副市長	3.20 月分		
退職手当	市長	(算定方式) (1期(48月)の手当額) (支給時期)		
	副市長	給料月額×在職月数×45/100	1,595万円	任期ごと
備考		給料月額×在職月数×30/100	1,023万円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の( )内は減額措置を行う前の金額である。

※市長の給料については25%、副市長については10%減額された後の額で、減額期間は平成30年3月31日までです。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

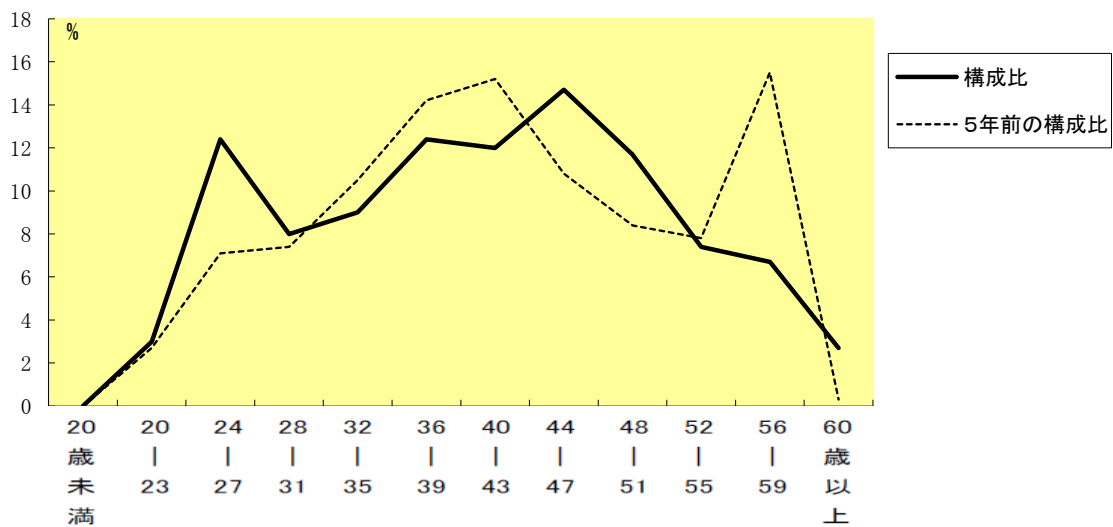
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
一般行政部門	議会	6	6	0	
	総務	69	72	3	人事異動に伴う増員
	税務	21	21	0	
	民生	23	24	1	人事異動に伴う増員
	衛生	23	23	0	
	農林水産	16	16	0	
	商工	7	7	0	
	土木	32	33	1	再任用職員採用に伴う増員
	小計	197	202	5	
特別行政部門	教育	78	76	△2	人事異動に伴う減員
普通会計		275	278	3	
公営企業等会計部門	下水道	9	9	0	
	その他	12	12	0	
	小計	21	21	0	
合計		296 [ 401 ]	299 [ 401 ]	3 [ 0 ]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	37人	24人	27人	37人	36人	44人	35人	22人	20人	8人	299人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門 \ 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	201	205	205	199	197	202	1 ( 0.5 %)
教育	73	71	76	78	78	76	3 ( 4.1 %)
普通会計	274	276	281	277	275	278	4 ( 1.5 %)
公営企業等会計	23	22	22	22	21	21	▲ 2 ( ▲ 8.7 %)
総合計	297	298	303	299	296	299	2 ( 0.7 %)

※上記教育部門の職員数には教育長(1名)も含んだ数である。ただし、平成27年以降については、教育長(1名)は含めていない数である。

## 7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間の状況

- 勤務時間 8:30～17:15 (7時間45分) ※勤務時間は、勤務場所により異なる。
- 休憩時間 12:00～13:00 (平成21年4月1日～)
- 週休日 土曜日及び日曜日
- 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

### (2) 職員の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇等の状況

- 年次有給休暇 20日
- 病気休暇 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。
- 特別休暇 特別休暇は、出産・結婚その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるとして「相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」で定められている有給休暇です。規則で定められている主な特別休暇は、次のとおりです。

種類	日数
産前産後休暇	産前：8週間以内、産後：8週間以内
妊娠障害休暇	必要と認められる期間
育児時間	1日2回(各30分以内)
配偶者の出産休暇	2日以内
子の看護休暇	5日以内
生理休暇	2日以内
忌引休暇	配偶者：10日、父母：7日など
夏季休暇	5日以内
ボランティア休暇	5日以内
結婚休暇	7日以内
配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日以内

- 介護休暇 介護休暇は、職員が配偶者・父母・子、または同居する祖父母・真子・兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢のため、日常生活を営むのに支障がある当該配偶者等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に連続する6月の期間内において認められる休暇です。
- 育児休暇 育児休暇は、3歳未満の子を養育するため、当該子が3歳に達するまで取得することができる休暇です。



## 8 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、地方公務員法第30条に含むの基本基準が定められているほか、次のような職務上の義務があります。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

## 9 職員研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の状況（平成28年度）

研 修 名		受講者数
新規採用職員研修（前期）		10
新規採用職員研修（後期）		10
管理監督者研修		29
テーマ研修	普通救命講習	52
	接遇向上研修	116
	健康管理研修	67
	手話研修	10
	情報セキュリティ研修	10
	メンタルヘルス研修	29
	対話型研修	182
	安全運転研修	9
	応援職員研修	79
その他	用務員・給食調理員研修	78
ふくしま自治研修センター派遣研修		92
その他		4
合 計		777

### (2) 勤務成績の評定の状況

勤務評定は、地方公務員法第40条の規定に基づき、職員の能力開発、人材育成及び適材適所の人事配置等に必要なる人事管理の基礎資料として活用するために実施するものです。